第2号議案

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市部設置条例(平成12年亀岡市条例第1号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月8日提出

亀岡市長 桂川 孝 裕

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例(平成12年亀岡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「企画管理部」を「政策企画部」に、「環境市民部」を 「環境先進都市推進部、市民生活部」に改める。

第2条市長公室の項第1号中「及び広報広聴」を削り、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 広報広聴及びシティプロモーションに関すること。
- 第2条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。
- 第2条政策企画部の項中第5号を次のように改め、第6号を削る。
- (5) 情報化の推進及び行政情報システムに関すること。
- 第2条総務部の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号と し、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同号の次に次の2 号を加える。
 - (8) 入札及び契約に関すること。

(9) 工事の執行管理及び検査に関すること。

第2条中

「環境市民部

- (1) 環境政策の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 廃棄物処理及び清掃に関すること。
- (3) 市民相談に関すること。
- (4) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。
- (5) 国民健康保険、高齢者医療及び国民年金に関すること。」

「環境先進都市推進部

- (1) 環境政策の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 廃棄物処理及び清掃に関すること。

市民生活部

を

- (1) 窓口サービスに関すること。
- (2) 市民相談に関すること。
- (3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。
- (4) 火葬場に関すること。
- (5) 国民健康保険、高齢者医療及び国民年金に関すること。

(6) 税に関すること。

に改める。

第2条まちづくり推進部の項中第4号を削り、第5号を第4号と し、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
 - (亀岡市総合計画審議会条例の一部改正)
- 2 亀岡市総合計画審議会条例(昭和43年亀岡市条例第3号)の 一部を次のように改正する。
 - 第9条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

(亀岡市国土利用計画審議会条例の一部改正)

第7条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

(亀岡市行政改革推進委員会条例の一部改正)

第6条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

(亀岡市循環型社会推進条例の一部改正)

第7条第4項中「環境市民部」を「環境先進都市推進部」に改める。

(亀岡市新火葬場整備検討審議会条例の一部改正)

6 亀岡市新火葬場整備検討審議会条例(平成26年亀岡市条例第 35号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境市民部」を「市民生活部」に改める。

(亀岡市環境審議会条例の一部改正)

第9条中「環境市民部」を「環境先進都市推進部」に改める。

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 第 5 次亀岡市総合計画を着実に推進する体制を構築するため、 政策企画部、環境先進都市推進部及び市民生活部を設置するなど 部及び分掌事務の一部について、再編整備を行うこと。
- 2 関係する条例について、所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行すること。